

# 非正規雇用労働者の待遇改善について

平成31年 4 月  
厚生労働省 雇用環境・均等局

# 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

## 1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- 短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。  
(有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」))
- 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。
- 派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件(同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等)を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

## 2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

## 3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

- 1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

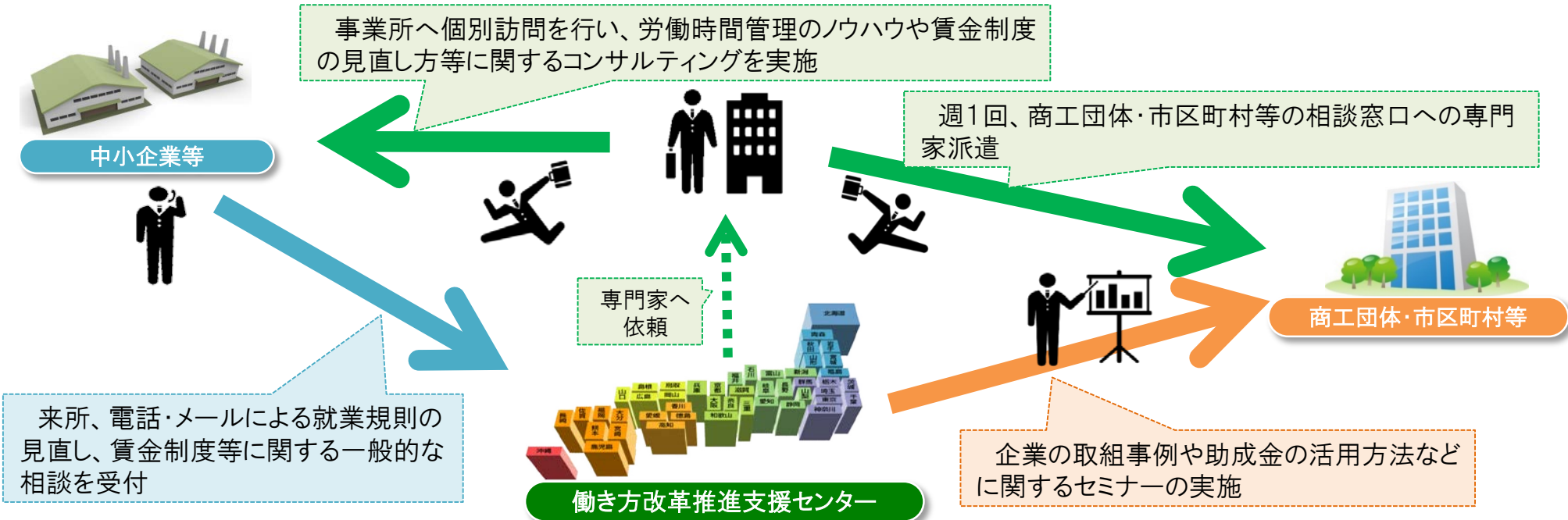
# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

平成31年度予算額 7,625,743千円( 1,546,447千円)

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等の相談窓口への専門家派遣などの、技術的な相談支援を行う。

## 働き方改革推進支援センター



# 働き方改革推進支援センターの見直し

H30年度（15.5億円）

H31年度（76.3億円）

## 働き方改革推進支援センター

- 47都道府県に設置
- 専門家の配置人数(予算上)  
大規模5都道府県：常駐型3名、派遣型5名  
小規模42府県：常駐型1名、派遣型3名
- 業務内容
  - ・ 電話、来所による窓口支援
  - ・ 派遣型専門家による企業訪問
  - ・ 商工団体等と連携を図り、セミナー、出張相談会の実施

## 窓口相談・セミナーによる支援

- 47都道府県に設置
- 業務内容
  - ・ 商工団体、市区町村等と連携し、派遣型専門家の派遣を調整（新規）
  - ・ 電話、来所による窓口支援
  - ・ 全ての商工団体等と連携を図り、セミナーを実施

## 派遣型専門家の派遣

- 本省との一括契約
- 業務内容
  - ・ センターの求めに応じ、都道府県域を超えて、企業に訪問し、コンサルティングを実施（新規）
  - ・ 商工団体・市区町村等の相談窓口への専門家派遣（新規）